

秋田市文化創造館施設利用規約

(目的)

第1条 本規約は、秋田市文化創造館条例（令和2年秋田市条例第3号）および秋田市文化創造館条例施行規則（令和2年秋田市規則第44号）に則り、秋田市文化創造館指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理・運営する「秋田市文化創造館」（以下「創造館」という。）の利用について定めるものです。創造館の利用者（利用希望者を含む。以下同じ。）は、本規約の内容を十分に理解し、これを遵守してください。

2 指定管理者は、本規約の他にも必要に応じて規程等を定めることがあり、利用者はこれらについても遵守をお願いします。

(開館時間・休館日)

第2条 創造館の開館時間および休館日は、下記のとおりとします。

(1) 開館時間

ア 施設の開館時間 9時～21時

イ 窓口の業務時間 9時～21時（ただし、新規利用許可申請の受付と利用料金の収受は20時までとします。）

(2) 休館日

ア 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

ウ その他必要に応じて臨時に休館することがあります。

(施設の利用条件)

第3条 創造館内各施設の専用利用については、下記に定めるとおりとします。

(1) 専用利用エリア、専用利用区分等の諸条件は下表のとおりとします。

	専用利用エリア	区分	設備	諸条件
1階	コミュニティスペース	N区画 (貸出面積：280.8㎡、共用部を除く面積：228.34㎡)	調理設備	<ul style="list-style-type: none">N区画全体を専用利用する場合は、ご利用の内容によって隣接する西側出入口前の共用部分(約31.32㎡)を専用利用することも可能とします。許可を得て調理設備を利用し、調理した食品を販売する場合は、利
		N1～N7（各約31.32～38.88㎡）	調理設備 (N7のみ)	
		1㎡単位		

				用許可申請の際に必ず申告するほか、保健所等の関係機関に必要な届出等を行ってください。
	デッキ	全面 (251.88 m ²)		
		D 1～10 (各約 14.09～49.05 m ²)		
		1 m ² 単位		
2階	スタジオ A 1	全面 (501.79 m ²) 半面 (250.895 m ²)	つりバトン 準備室 A	半面ずつの利用が同一時間帯に重複し、両者が附属する準備室 A を利用しようとする場合、抽選の上、いずれか一方の利用者に専用利用していただきます。
	スタジオ A 2	全面 (99.185 m ²)		
	スタジオ B	全面 (136.14 m ²)	準備室 B	
3階	スタジオ A 3	全面 (440.38 m ²) 半面 (220.19 m ²)		
屋外	屋外広場	全面 (1,335.50 m ²)		火気を使用する場合は、利用許可申請の際に必ず申告するほか、消防署等関係機関に必要な届出等を行ってください。
		1 m ² 単位		

※全面利用を除く半面、区画単位および 1 m²単位による利用に際しては、利用者間の利便性確保のため、利用内容の一部を制限することがあります。

※ 1 m²単位による専用利用は、テーブル貸し、展示品の設置など、面積と設置場所を予め指定できる場合について可能です。

※駐車場は、障がいのある方等と各施設の専用利用者による搬入出等作業時に利用可能です。

(2) 各施設の専用利用は、1 時間単位とします。

(3) 利用時間には、準備・撤去を含み、予め許可した時間を超える利用はできません。ただし、特別の事情があると指定管理者が認めた場合に限り、1 時間単位で施設利用料金を徴収した上で利用を認めることがあります。

(施設の利用許可申請)

第 4 条 創造館の専用利用を希望される方は、所定の「利用予約申込書 (兼) 利用許可申請書」を窓口またはインターネットを通じて提出し、利用許可申請の手続きを行ってください。なお、空き状況の照会を除き、インターネットサービスの利用は、別途利用者登録を必要とします。また、利用者登録を希望する方が中学生以下の場合は、保護者の同意を必要とします。

(1) 利用許可申請の受付期間

利用許可申請の受付期間は、利用する初日の6ヵ月前（一部、12ヵ月前）の月の1日（休館日の場合は次の開館日）から7日前までとします。また、専用利用する施設に応じた申請の受付期間や連続利用日数の上限は、下表のとおりとします。

	専用利用エリア	区分	受付期間	連続利用日数の上限
1階	コミュニティスペース	N区画	12ヵ月前の月の1日 ～7日前	6日間
		N1～N7	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	
		1㎡単位	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	
	デッキ	全面	12ヵ月前の月の1日 ～7日前	6日間
		D1～D10	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	
		1㎡単位	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	
2階	スタジオA1	全面	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	45日間
		半面	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	6日間
	スタジオA2	全面	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	45日間
	スタジオA1 およびA2	全面	12ヵ月前の月の1日 ～7日前	45日間
	スタジオB	全面	12ヵ月前の月の1日 ～7日前	45日間
3階	スタジオA3	全面	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	45日間
		半面	6ヵ月前の月の1日 ～7日前	6日間
2階	スタジオA1、 A2、A3	全面	12ヵ月前の月の1日 ～7日前	45日間
3階	スタジオA1 およびA3	全面	12ヵ月前の月の1日 ～7日前	45日間
屋外	屋外エリア	全面	12ヵ月前の月の1日 ～7日前	6日間

		1 m ² 単位	6 ヶ月前の月の1日 ～7日前	
そ の 他	その他	1 m ² 単位	6 ヶ月前の月の1日 ～7日前	6日間

※ただし、受付期間および連続利用日数の上限について、指定管理者が特別に認めた場合はこの限りではありません。

(2) 利用許可申請の受付方法

利用許可申請は、申請の受付期間の初日（受付開始日）申込分については抽選を行い、翌日以降は先着により受け付けます。

ア 抽選申込

毎月1日（休館日の場合は次の開館日）、同日を受付開始日とするすべての利用許可申請を窓口またはインターネットにて抽選申込として受け付けます。受付開始日翌日（休館日の場合は次の開館日）に、期間の重複した利用許可申請については第1希望の重複、第2希望の重複の順で抽選による調整を行い、利用者を決定します。

なお、抽選の結果については、メール、電話、郵送のいずれかにより速やかに申請者に通知します。

イ 先着申込

抽選申込による利用決定後、速やかに先着利用申込の受付を開始します。

(利用許可・利用の中止等)

第5条 指定管理者は、「利用許可申請書」を審査し、第9条に定める「利用の制限等」に該当するおそれがないと認める場合は、「利用許可書（兼）納付通知書」を発行します。

2 利用許可申請内容を変更する場合において、利用料金等に影響のない軽易な変更については「利用内容変更届出書」を、指定管理者に提出してください。また、利用日や利用施設の変更等の利用料金等の変更が伴う場合は「利用許可（変更）申請書」を、利用初日の7日前までに指定管理者に提出し、審査を受けてください。

3 利用許可申請を取り下げる場合は、「利用中止届出書」を、利用初日の7日前までに指定管理者に提出してください。

(利用料金と支払い方法)

第6条 各施設および附属設備の利用料金の額は、別表1のとおりとします。

2 利用者が、指定管理者の許可を得て自ら機材を持ち込む場合、その電力消費量の実費相当額は以下の方法で算出し、利用終了後に請求します。

「持込み機材の消費電力×1キロワットあたりの電気料（利用日における単価）×利用時間」
（ただし、1円未満の場合徴収しない。）

3 次に該当する事業については、営利を目的として利用する場合と見なし、別表1に定める額の

2倍を利用料金とします。ただし、営利を目的として利用する場合であっても、創造館の設置目的に合致し、指定管理者が支援すべきと認めた事業については、利用料金の減免を行う場合があります。

- (1) 参加者から入場料、会費、負担金、参加費等を徴収する活動
- (2) 商品の宣伝や展示即売など物品販売を目的とした活動
- (3) 営利事業のPRにつながる活動
- (4) 商材撮影等二次的に利益が発生する活動

4 利用者は、「利用許可通知書（兼）納付通知書」の発行日から2週間以内に利用料金を納付してください。事前に理由の申し出なく、期日までに支払いがない場合は、利用許可を取り消します。

（減免）

第7条 利用者の申請に基づき、利用料金を減免することができる事業は次のとおりとし、全額又は2分の1を上限として指定管理者が施設利用料金の減免を決定します。

- (1) 創造館の設置目的に合致する事業のうち、指定管理者の審査により認められた事業
- (2) 市内の保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、短期大学、大学、高等専門学校、各種専門学校等が主催する文化創造活動に関わる事業
- (3) その他指定管理者が特別の事情があると認める事業

（利用料金の不還付）

第8条 指定管理者が収受した利用料金は、原則として還付しません。ただし、次の場合については未利用分を全額還付いたします。

- (1) 自然災害等不可抗力により施設を貸し出すことができなくなった場合
- (2) 管理上の事情で施設を貸し出すことができなくなった場合

（利用の制限等）

第9条 次の事項に該当する場合は、利用を許可した後であっても、利用を制限もしくは停止又は利用の許可を取り消す場合があります。

- (1) 利用者が泥酔状態にあると認められるとき
- (2) 他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき
- (3) その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うこともしくは、そのような行為を助長するおそれがある団体およびその関係者等が、主催、共催、後援または協賛をする行事に利用するとき。また、これらの団体に利益になると認められるとき
- (4) 指定管理者（警備員等の係員も含む）の指示に従わないとき
- (5) 施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- (6) 施設の利用にあたって、本規約に定める事項を遵守しないとき
- (7) 利用料金を期日までに納付せず、督促、催告にも応じないとき
- (8) 施設予約の内容に虚偽があったとき

- (9) 利用の許可条件に違反したとき
- (10) 不正な行為により利用の許可を受けたとき
- (11) 許可を受けた利用目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき
- (12) 利用許可を受けた場所以外で、作業または催事を行うとき
- (13) 施設利用に関し特別な許可又は手続きが必要な場合、それを怠ったとき
- (14) 管理上の事情で施設を貸し出すことができなくなったとき
- (15) 災害その他不可抗力によって、施設の利用ができないとき

(禁止事項)

第10条 創造館では次の行為を禁止します。

- (1) 敷地および館内での喫煙
- (2) 発火性または引火性の品物などの危険物の持ち込み
- (3) 館内への動物（身体障害者補助犬法に定める身体障害者補助犬は除く）の持ち込み
- (4) その他、公の秩序や善良の風俗を害する恐れのある行為

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 利用者は、指定管理者の求めに応じて、管理上必要な利用に関する情報を提供してください。
- (2) 利用者は、施設および附属設備の利用後、原状に回復して指定管理者の確認を受けてください。
- (3) 創造館の利用に際して必要な法令等に定められた関係官庁・機関への届出もしくは許可申請等は、利用者の責任と負担で行ってください。

(賠償および免責)

第12条 施設および附属設備の利用において、利用者又はその関係者や来場者が原因者となって損傷・滅失などの損害が発生した場合は、利用者によるその損害を賠償していただきます。

- 2 施設および附属設備の損傷・滅失があった場合は、速やかに指定管理者に届け出てください。
- 3 利用者が持ち込んだ機材、荷物等は自らが責任を持って管理することとし、その盗難、又は紛失について、指定管理者は一切の責任を負いません。
- 4 敷地内での盗難、破損等のトラブルについても、指定管理者は一切責任を負いません。

(委任)

第13条 本規約に定めのない事項については、指定管理者が別に定めます。

附 則

本規約は令和3年3月21日から施行します。

別表1 秋田市文化創造館 施設および附属設備利用料金表

(1) 施設利用料金

	専用利用エリア	区分	1時間当たりの利用料金
1階	コミュニティスペース	N面	1,140円
		N1～N7	150円
		1㎡単位	5円
	デッキ	全面	1,250円
		D1～D10	70円
		1㎡単位	5円
2階	スタジオA1	全面	3,850円
		半面	1,920円
	スタジオA2	全面	880円
	スタジオA1およびA2	全面	4,290円
	スタジオB	全面	1,100円
3階	スタジオA3	全面	2,200円
		半面	1,100円
2-3階	スタジオA1・A2・A3	全面	6,490円
	スタジオA1およびA3	全面	6,050円
屋外	屋外エリア	全面	6,670円
		1㎡単位	5円
その他	その他	1㎡単位	5円

※1 展示等の準備または撤去に係る施設の利用料金は、上記の2分の1とします。

※2 1階コミュニティスペースにおいて、調理設備を使用する場合は、別途下表に示す調理設備の利用料金をお支払いいただきます。

※3 同一会場について1日の専用時間が8時間を超える場合は1時間分、10時間を超える場合は2時間分の利用料金を割引ます。

※4 同一会場の連続利用日数に応じて、次のとおり利用料金の全体額を割引します。小数点以下は切捨てとします。

- (1) 6日以上～19日未満：5%
- (2) 19日以上～31日未満：7%
- (3) 31日以上：10%

(2) 附属設備利用料金

No.	品名	単位	1日当たりの利用料金	備考
1	移動式プロジェクター1	1台	90円	3,200lm
2	移動式プロジェクター2	一式	2,200円	6,000lm

3	移動式プロジェクター 3	一式	4,400 円	12,000lm。スタジオ用
4	移動式スクリーン 1	1 台	60 円	
5	移動式スクリーン 2	1 台	110 円	
6	ディスプレイ	1 台	330 円	
7	映像再生機器	1 台	90 円	
8	移動式スピーカー 1	一式	220 円	
9	移動式スピーカー 2	一式	220 円	全音域。スタジオ用。 移動式音響調整設備 1 に接続して使用
10	移動式スピーカー 3	一式	220 円	低音域。スタジオ用。 移動式音響調整設備 1 に接続して使用
11	移動式スピーカー 4	一式	220 円	コミュニティスペース 用。移動式音響調整設 備 2 に接続して使用
12	移動式マイクセット 1	一式	220 円	
13	移動式マイクセット 2	一式	220 円	
14	移動式音響調整設備 1	一式	5,500 円	スタジオ用。スピーカ ーおよびワイヤレスマ イクは別途
15	移動式音響調整設備 2	一式	2,970 円	コミュニティスペース 用。スピーカーおよび ワイヤレスマイクは別 途
16	ワイヤレスマイクセット 1	一式	2,970 円	スタジオ用。移動式音 響調整設備 1 に接続し て使用
17	ワイヤレスマイクセット 2	一式	1,760 円	コミュニティスペース 用。移動式音響調整設 備 2 に接続して使用
18	平凸レンズスポットライ ト	1 台	660 円	調光機能を使用する場 合は調光操作卓への接 続が必要
19	フレネルレンズスポット ライト	1 台	660 円	調光機能を使用する場 合は調光操作卓への接 続が必要

20	パーライト	1台	550円	調光機能を使用する場合は調光操作卓への接続が必要
21	調光操作卓	一式	3,300円	
22	平台1	1枚	50円	3尺×6尺×4寸
23	平台2	1枚	30円	3尺×3尺×4寸
24	演台	1台	110円	
25	つりバトン	1基	2,750円	
26	長テーブル	1台	50円	
27	折り畳み椅子	1脚	20円	
28	展示パネル1	1枚	50円	有孔ボード
29	展示パネル2	1枚	50円	クロスボード
30	展示台1	1台	220円	
31	展示台2	1台	110円	
32	白布	1枚	330円	
33	調理設備	一式	3,300円	
34	イベントテント	1張	110円	屋外用

※ 展示等の準備または撤去の日に使用する附属設備の利用料金は、所定の利用料金の2分の1とします。